

加工再輸入減税制度の仕組みと計算例



減税額は、製品の関税額に製品価格に占める本邦から輸出した原材料価格の割合を乗じて算出

減税がない場合の関税額 $300 \text{ 万円} \times 10\% = 30 \text{ 万円}$
 軽減額 $30 \text{ 万円} \times (100/300) = 10 \text{ 万円}$
 関税額 20 万円

減税額の推移	
平成 14 年度	287 億円
平成 15 年度	288 億円
平成 16 年度	286 億円
平成 17 年度	281 億円
平成 18 年度	289 億円

対象製品：繊維製品（織物製衣類、ニット製衣類等）、革製品（革製靴、革製衣類等）、革製履物の甲及び革製の自動車用腰掛け部分品（カーシートレザー）

今回答申：本制度を3年間延長し、本制度の対象となる輸出原材料に革製品の副資材（プラスチック製衣類付属品等（ハンガー等）、縫糸、ボタン等）を追加する。